監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成23年5月20日

 神奈川県監査委員
 木
 原
 英
 和

 同
 高
 岡
 香
 積

 同
 長
 峯
 徳
 積

 神奈川県監査委員
 国
 吉
 一
 夫

 職務執行者
 此
 村
 善
 人

- 1 監査実施箇所名 神奈川県相模原県税事務所
- 2 監査実施日

平成22年4月15日(平成22年3月11日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号) 神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、納付期限までに納付されなかった光熱水費等立替収入について、督促状を発行していないものがあった。 2 物品管理事務において、パーソナルワープロ4台の管理が不適切であった。	指導事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理及び点検体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、未納付状況の確認を確実に行うとともに、督促状の発行に当たっては複数の職員を一層徹底し、適切な事務については、物品の管理が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を一層徹底し、適正な物品管理に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県平塚県税事務所
- 2 監査実施日

平成22年4月15日(平成22年2月17日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号) 神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

1 監查実施箇所名

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

2 監査実施日

平成22年4月19日(平成22年2月25日から3月2日までのうち4日間職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号) 神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 産業廃棄物の処理委託に当たり、 産業廃棄物処分業の許可のない業者 と契約するなど事務処理が不適切で あった。 2 合同庁舎警備業務委託の設計金額 に当たり、1日当たりの労務単価の 計算を誤っていた。	 指導事項の産業廃棄物の処理委託については、関係法令の認識が不十分であったことなどによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係法令等の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。 設計金額の誤りについては、職員による確認体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を一層強化し、適正な事務執行に努めることとした。

1 監查実施箇所名

神奈川県県央地域県政総合センター

2 監查実施日

平成22年5月7日(平成22年3月15日から18日まで職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号) 神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が	指導事項については、次のとおり措置し

著しく不適切であった。

- 1 収入事務において、行政財産の目 的外使用許可に係る使用料 10 件につ いて、調定事務が 3 月を超えて遅れ ていた。
- 2 支出事務において、次のとおり事 務処理が不適切であった。
- (1) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払の時期を超えて支払っているものがあった。
- (2) 支出の根拠となる請求書等の修正が行われているものがあった。
- (3) 樹木剪定代及び時間外機械運転 業務委託料で履行後3月を超えて 支払っているものがあった。
- 3 契約事務において、物品使用貸借 契約について、その前提である福利 厚生事業運営委託契約書の契約期間 を超えて契約を締結していた。また、 貸し付けた物品の修繕費の負担方法 についても、不適切なものがあった。
- 4 財産管理事務において、次のとお り事務処理が不適切であった。
- (1) はがきの払出しに当たり必要な 数量を超えて払い出し、余ったは がきを受け入れていなかった。
- (2) 行政財産の目的外使用許可に当たり、県有財産規則等の規定に基づかずに事務処理を行い、徴収する必要のない使用料を徴収しているものがあった。
- 5 庶務事務において、公務に使用する自家用自動車登録の承認後に任意 保険の期間が満了したものについて、 変更の申請、承認がないまま自家用 自動車による旅行を命令しているも のがあった。

た。

1 収入事務については、調定事務の進行 管理が不十分であったことによるもので ある。

今後は、このようなことがないよう、 調定漏れや調定遅れがないかの確認を徹 底するとともに、県有財産の価格改定の 年は特に事務取扱いに留意し、関係者間 の連絡・連携を密にすることにより、適 正な事務執行に努めることとした。

2 支出事務のうち法定支払時期からの遅れについては、事務処理手続の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 複数職員による点検体制の強化を図り、 適正な事務執行に努めることとした。

支払の根拠となる請求書等の修正については、不備のある請求書の取り直しを 行わなかったものである。

今後は、このようなことがないよう、 不備のある請求書等については、再提出 を求めることを周知徹底した。

また、履行確認後3月を超えた支払については、進行管理が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 進行管理を一層徹底し、適正な事務執行 に努めることとした。

3 契約事務については、福利厚生事業運 営委託及び物品使用貸借契約の理解が不 十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 複数の職員による確認体制を一層徹底し、 適正な事務執行に努めることとした。

4 財産管理事務のうち、はがきの払出し 及び受入れについては、印紙類に対する 職員の認識が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、 関係法令等の周知徹底を図り、適正な事 務執行に努めることとした。

行政財産の目的外使用許可に伴う使用 料の徴収については、関係法令等の認識 が不十分であったことによるものであり、 誤って徴収した使用料については、平成 22年5月26日に還付の手続をした。

今後は、このようなことがないよう、 関係法令等の周知徹底を図り、適正な財 産管理に努めることとした。

5 庶務事務については、登録内容に変更 のあった場合の対応及び登録内容の確認 について周知が不十分であったことによ るものである。

今後は、このようなことがないよう、 公務で自家用自動車を使用する際の確認 体制を整え、適正な事務執行に努めるこ ととした。

1 監査実施箇所名

神奈川県足柄上地域県政総合センター

2 監査実施日

平成22年4月21日(平成22年3月2日から5日まで職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号) 神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、県立 21 世紀の森 環境整備業務委託契約締結後に生じた 契約内容の変更に当たり、変更契約書 によらず、原契約書を訂正していた。	指導事項については、契約変更の意義及 び理解が不足していたことによるものであ る。 今後は、このようなことがないよう、契 約変更の意義及び方法の周知徹底を図ると ともに、複数の職員による確認体制を一層 徹底し、適正な事務執行に努めることとし た。

1 監査実施箇所名

神奈川県西湘地域県政総合センター

- 2 監査実施日
 - 平成22年4月28日(平成22年3月9日から12日まで職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号) 神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 財産管理事務において、庁用自動車 の定期点検が、道路運送車両法に規定 されている期間内に実施されていない ものがあった。	指導事項については、定期点検に関する 進行管理が不十分であったことにより発生 したものである。 今後は、このようなことがないよう、定 期点検の実施時期を進行管理表に記入し、 複数の職員で確認することを徹底し、適正 な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 総務局企画調整部
- 2 監査実施日

平成22年8月31日(平成22年7月20日及び21日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

ニュ の 和木

(指導事項)

- 1 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(経理課)
- (1) 予算の執行において、定期雑誌 購読代の執行に当たり、執行伺票 の起案日を手書きで修正していた。
- (2) 支出事務において、次のとおり 誤りがあった。
 - ア 電子申請・届出システム運用 等業務委託の執行額受入に当た り、神奈川県財務規則第 18 条に 基づく決裁権者の決裁が行われ ていなかった。
 - イ 元消防学校北側用地環境対策 工事の支払に当たり、県土整備 局(技術管理課)に依頼した完 成検査の工事検査結果通知を受 ける前に支払っていた。
- (3) 契約事務において、次のとおり 誤りがあった。
 - ア 指定年齢精密健康診断委託 (13)の執行に当たり、大幅な仕 様変更にもかかわらず、変更契 約手続を行っていなかった。
 - イ 神奈川電子自治体共同運営サ ービス提供委託業務に当たり、 委託業務仕様書に定められた検 査を行っていなかった。
- 2 物品管理事務において、物品管 理票に記載漏れが多数あった。(市町 村行政課)

措置の内容

- 1 指導事項については、次のとおり措置した。
- (1) 予算執行事務については、執行伺票 の作成を適正に行う認識が不十分であ ったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 財務関係法令等の理解の向上を図ると ともに、執行伺票の作成に当たっては 十分な注意を払うことにより、適正な 事務執行に努めることとした。

(2) 支出事務のうち、執行額受入については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、決裁権者を誤認していたことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、点検体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

元消防学校北側用地環境対策工事の 支払については、神奈川県財務規則及 び工事関係規程の理解が不十分であっ たことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 関係する規定の理解の向上を図ること により、適正な事務執行に努めること とした。

(3) 契約事務のうち、指定年齢精密健康 診断委託の契約変更手続が遺漏してい たことについては、神奈川県財務規則 の理解が不十分であったことによるも のである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図ることで、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川電子自治体共同運営サービス 提供委託業務については、神奈川県財 務規則及び契約内容の理解が不十分で あったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 神奈川県財務規則の理解の向上を図る

とともに、事業所管課及び契約担当課で契約内容を十分に把握し、相互で確認することを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

2 指導事項については、物品管理票の整理が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、備品管理規程の原則にのっとって適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 総務局組織人材部
- 2 監査実施日

平成22年8月31日(平成22年7月20日から27日までのうち5日間職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

(指導事項)

- 1 支出事務において、物品の購入に 係る支出負担行為を納品後に行って いるものがあった。また、履行確認 後3月を超えて支払うなど、事務処 理が著しく不適切であった。(人材 課)
- 2 収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(職員厚生課)
- (1) 普通財産の貸付料収入の債権管理に当たり、納付期限までに納付しない者に対し、神奈川県財務規則に定める督促状を発行していないものがあった。
- (2) 職員健康管理センターの診療収入(本人負担分)に当たり、次のとおり誤りがあった。
 - ア 現金領収に当たり、神奈川県 財務規則第88条に定められた領 収書を発行していなかった。
 - イ 領収した現金を、神奈川県財 務規則第90条に定められた期限 内に納付していなかった。
 - ウ 現金領収に係る預金口座の開 設に当たり、公金口座としての

措置の内容

1 指導事項については、神奈川県財務規 則の理解が不十分であったこと及び適正 な会計事務処理についての認識が徹底さ れていなかったことによるものである。 また、支払の3月を超える遅れについて は、進行管理が不十分であったことによ るものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上及び適正な会計事務の遂行のための研修を行うとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 2 指導事項の収入事務については、次のとおり措置した。
- (1) 普通財産の貸付料収入の債権管理に ついては、神奈川県財務規則の理解や、 複数の職員による確認体制が不十分で あったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、納付状況の管理を複数の職員で行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

設に当たり、公金口座としての │ (2) 職員健康管理センターの診療収入に

開設手続を行っていなかった。

- エ 現金領収に係る預金口座に発 生した利息の収入手続を行って いなかった。
- 3 収入事務において、扶養手当等の 過大支給に係る返納に当たり、神奈 川県財務規則に定める督促状を発行 していないものがあった。(神奈川 県給与事務センター)
- 4 物品管理事務において、備品出納 簿に記載された備品に、所在の確認 ができないものがあった。

ついては、収入事務に対する神奈川県 財務規則の理解及び確認体制が不十分 であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することで、適正な事務執行に努めることとした。

- 3 指導事項については、神奈川県財務規則の理解や、複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、納付状況の管理を複数の職員で行うことを徹底することとした。
- 4 指導事項については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も確認できなかったため、平成23年1月13日付け会指第76号に基づき返納及び払出し手続を行った。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、備品管理規程の原則にのっとって適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 総務局情報統計部
- 2 監査実施日

平成22年8月31日(平成22年7月28日から30日まで職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

11111 - 1111

(指導事項)

- 1 契約事務において、神奈川電子自 治体共同運営サービス提供委託業務 に当たり、委託業務仕様書に定めら れた検査を行っていなかった。(情 報企画課)
- 2 物品管理事務において、購入した 複写用再生紙に係る出納の通知に当 たり、誤った日付で処理していた。(文 書課)

措置の内容

1 指導事項については、神奈川県財務規 則及び契約内容の理解が不十分であった ことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、事業所管課及び契約担当課で契約内容を十分に把握し、相互で確認することを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

2 指導事項については、出納の通知に際 し、誤って納品書に記載されていた発注

日を記載したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、 複数の職員による確認を徹底し、適正な 事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 総務局施設財産部
- 2 監査実施日

平成22年8月31日(平成22年8月2日及び3日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

監査の指示

(指導事項)

- 1 契約事務において、家屋調査委託 の契約に当たり、個人情報を取り扱 うにもかかわらず、「神奈川県個人 情報取扱事務委託基準」に基づく個 人情報に係る取扱が定められていな かった。(財産管理課)
- 2 次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。(庁舎管理 課)
- (1) 支出事務において、物品を誤った品番で発注したことにより、必要な物品との交換に係る送料を負担しているものがあった。
- (2) 契約事務において、本庁舎等警備業務委託の執行に当たり、契約に基づく諸届書類を契約の相手方から提出させていなかった。
- (3) 物品管理事務において、購入した収入証紙に係る印紙類出納簿を備えつけていなかった。
- 3 物品管理事務において、所在の確認できない備品があった。

措置の内容

1 指導事項については、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の理解の向上を図り、個人情報の取扱いに十分な注意を払うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 2 指導事項については、次のとおり措置
- (1) 支出事務については、購入依頼の際、 誤った品番で依頼を行ったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、 購入依頼の際に複数の職員による確認 を徹底することにより、適正な事務執 行に努めることとした。

(2) 契約事務については、遵守されるべき契約条項等の遵守状況の確認を怠り、 複数の職員での確認体制も不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 契約条項等の遵守事項の確認を複数の 職員により行うことを徹底することに より、適正な事務執行に努めることと した。

(3) 物品管理事務については、神奈川県 財務規則の理解が不十分であったこと によるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

3 指導事項については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も確認できなかったため、平成23年1月13日付け会指第76号に基づき返納及び払出し手続を行った。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、備品管理規程の原則にのっとって適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 総務局基地対策部
- 2 監査実施日平成22年8月31日(平成22年8月4日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

(指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。(基地対策課)

- 1 契約事務において、自動記録騒音 計保守委託契約に当たり、個人情報 を取り扱うにもかかわらず、「神奈 川県個人情報取扱事務委託基準」に 基づく個人情報に係る取扱が定めら れていなかった。
- 2 物品管理事務において、所在の確 認できない備品があった。

措置の内容

指導事項については、次のとおり措置した。

1 契約事務については、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の理解の向上を図り、個人情報の取扱いに十分な注意を払うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

2 物品管理事務については、当該備品が 現存しないことが確認され、その経緯も 確認できなかったため、平成23年1月13 日付け会指第76号に基づき返納及び払出 し手続を行った。

今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、備品管理規程の原則にのっとって適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名 県土整備局企画調整部

- 2 監査実施日
 - 平成22年8月6日(平成22年6月3日から8日までのうち4日間職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

措置の内容

(指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。(経理課)

- 1 収入事務において、かながわ電子 入札共同システム推進費の負担金収 入の調定に当たり、神奈川県財務規 則に定められた日を超えて納付期限 を設定しているものがあった。
- 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。
- (1) 委員謝礼(政府調達苦情検討及 び入札・契約委員会)に履行確認 後3月を超えて支払っているもの があった。
- (2) 構造計算プログラムの購入2件 に履行確認後3月を超えて支払っ ているものがあった。
- 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
- (1) 工事の契約書作成に当たり、誤って標準契約約款の記載例を使用するなど著しく不適切な契約を行っていた。
- (2) 平成 21 年度道路管理ステーション管理業務委託(その1)の仕様書に基づく、受託者からの業務責任者の通知を受領していなかった。

1 指導事項の収入事務については、神奈 川県財務規則で定められている納付期限 の設定方法を誤認していたことと確認体 制が不十分であったことによるものであ る。

今後は、このようなことがないよう、 規則の周知徹底を図ることともに、複数 職員による相互の確認体制を一層徹底す ることにより、適正な事務執行に努める こととした。

2 支出事務のうち、委員謝礼の支払遅延 については、執行に当たって関係各課間 の連絡調整が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、 関係各課間の連絡調整を一層密にするこ とにより、適正な事務執行に努めること とした。

構造計算プログラムの購入の支払遅延 については、進行管理が不十分であった ことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 複数の職員による進行管理を一層徹底す るなど、適正な事務執行に努めることと した

3 契約事務のうち、工事の契約書作成に ついては、契約書の記載内容の確認が不 十分であったことにより生じたものであ る。

平成 21 年度道路管理ステーション管理業務委託(その1)については、提出書類の確認が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 上席職員を含めた複数職員による契約内 容及び関係書類の確認を一層徹底するこ とにより、適正な事務執行に努めること とした。

- 2 監査実施日
 - 平成22年8月6日(平成22年6月15日から17日まで職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、河川監視カメラシステム保守点検業務委託に当たり、 履行確認が不適切だった。(河川課)	指導事項については、履行確認時に提出された書類の点検が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による契約内容及び履行の確認の一層の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
 - 県土整備局建築住宅部
- 2 監査実施日
 - 平成 22 年 8 月 9 日 (平成 22 年 6 月 18 日、21 日及び 22 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 1 庶務事務において、損傷した賃貸借契約物品のパソコンについて、神奈川県財務規則第 187 条第1項に定められた事故報告が行われていなかった。(営繕計画課) 2 物品管理事務において、建設業課内で使用している備品についる端品に対いる場別第 193 条に定められた備品出納簿等に記載されていないものがあった。(建設業課)	1 指導事項の事故報告については、財務 規則の理解が不十分であったことによる ものであり、平成 22 年 6 月 25 日に事故 報告書を提出した。 今後は、このようなことがないよう、 事故報告に係る関係規則の再確認を行い、 再発防止に努めることとした。 2 物品管理事務については、備品出納簿 に記載済みであるという認識合作業が不 十分となったことによるもので ある。 今後、このようなことがないよう、適 数の職員による確認を一層徹底し、適正 な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 企業局総務部
- 2 監査実施日

平成22年7月7日(平成22年5月14日から27日までのうち10日間職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

措置の内容

(指導事項)

- 1 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(会計課)
- (1) 収入事務において、納入通知書 兼領収書の発行に当たり、神奈川 県公営企業財務規程第45条第2項 に規定する納付期限を定めずに通 知しているものがあった。

また、納入通知書兼領収書の再発行に当たり、神奈川県公営企業財務規程第48条に規定する再発行の旨の表示をしていないものがあった。

- (2) 支出事務において、次のとおり事務処理が不適切であった。
 - ア 後納郵便料の支払に当たり、 支出命令年月日の記載のないも のがあった。
 - イ 相模貯水池藻類流入防止施設 (アオコフェンス)清掃工事負担 金の支払に当たり、出納員の決 裁のないものを支払っていた。
 - ウ 常時必要とする経費を前渡金 受領者に資金前渡するに当たり、 神奈川県公営企業財務規程第 61 条第1項第2号の規定に反し、 3箇月分ごとに支出していた。
- 2 次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。(財産管理 課)
- (1) 支出事務において、工事の監理 業務委託に当たり、提出された「工 事等完成届」の日付の修正が行わ れているものがあった。
- (2) 財産管理事務において、「自動車 検査証」の「使用の本拠の位置」 の変更登録が、道路運送車両法に 定められた期間内に行われていな かった。

- 1 指導事項については、次のとおり措置した。
- (1) 収入事務の納付期限を定めずに通知しているものがあったことについては、協定書等に納付期限の定めがあるものについて、神奈川県公営企業財務規程で対応する条文がなかったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、納付期限については契約書、協定書等に納付期限の定めのある場合は、その定めを優先させるよう、財務規程の改正を行った。

また、納入通知書兼領収書に再発行の旨の表示をしていなかったものについては、財務規程を熟知していなかったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 複数の職員で確認するなど、財務規程 にのっとった適正な事務執行に努める こととした。

(2) 支出事務のうちアの支出命令年月日の記載のなかったものは、複数職員によるであったものであり、イの出納員にないたことにのであり、イの出手続の際に、出納員決裁のである。大数のである。大数のである。大数のでは、このようなことがない事務は、このようなことがない事務規程の理解に努め、適正な事務執行にとを徹底し、適正な事務執行に

ウの常時必要とする経費を3箇月分ごとに支出していたことについては、 財務規程の理解が不十分であったこと によるものである。

努めることとした。

今後は、このようなことがないよう、 財務規程の理解に努め、適正な事務処 理を行うとともに、効率的な事務執行 の観点から、3箇月分の資金前渡がで きるよう財務規程の改正を行った。

- 2 指導事項については、次のとおり措置した。
- (1) 支出事務については、届出を差し戻

し、再度提出依頼すべきところ、軽易な訂正と思い込み、日付を訂正したことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、 職員に周知するとともに、書類の確認 を徹底し、適正な事務執行に努めるこ ととした。

(2) 財産管理事務については、関係法令の理解が不十分であったものである。 今後は、このようなことがないよう、 関係法令を遵守し、速やかに手続を行い、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 企業局水道電気部
- 2 監査実施日

平成22年7月7日(平成22年5月14日から27日までのうち10日間職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 1 支出事務において、諸手数料に履行確認後3月を超えて支払手続を行っているものがあった。(水道施設課) 2 契約事務において、完成検査の通知及び支払の手続を進めるに当たり、不適正な処理が行なわれているものがあった。(発電課)	指導事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不分である。 今後は、このようなことがな事務については、連行管理を一層徹底し、進行管理を一層徹底し、選約所であることであることでは、契約については、契約については、対のたことである。 全後は、このようなことがなーの対象にある。 今後は、の明確なものがなーの内容を所し、関係職員にもその内容を対している。 とした。

- 1 監査実施箇所名
 - 神奈川県企業庁相模原南水道営業所
- 2 監査実施日
 - 平成22年6月18日(平成22年4月9日及び12日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号)神奈川県監査委員公表第10号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

(指導事項)

支出事務において、タクシーの利用 及び支払に当たり、次のとおり契約及 び書類確認等一連の事務処理が著しく 不適切であった。

- 契約を締結していないタクシー会 社のチケットを利用していた。
- 2 支出負担行為に必要な書類が整っていないにもかかわらず、支出負担 行為を行い支出命令を行っていた。
- 3 請求年月日が記載されていない不 備な請求書を受領し、その請求書に より支払を行っていた。

措置の内容

指導事項については、次のとおり措置した。

- 1 タクシー会社のチケット利用に当たって、平成 21 年度の契約が漏れていたことによるものである。
- 2 支出負担行為兼支出命令に当たって、 必要な添付書類の確認を怠ったことによ るものである。
- 3 不備な請求書に基づいて支払を行った ことについては、請求書の記載内容の誤 認によるものである。

今後は、このようなことがないよう、 タクシー利用の際は、契約状況の確認を 徹底するとともに、支出に当たっては添 付書類等の十分な確認を行い、適正な支 出事務に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県企業庁津久井水道営業所
- 2 監查実施日

平成22年2月22日 (平成21年12月18日及び21日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号)神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

(指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。

- 1 収入事務において、神奈川県公営 企業財務規程に定める収入日計票兼 現金受渡票の事務処理手続を行って いないものがあった。
- 2 支出事務において、一般廃棄物収 集運搬処理業務委託料3件、3,211 円 を過少に支払っていた。
- 3 工事の執行事務において、工事積 算の手続を進めるに当たり、不適切 な処理が行われているものがあった。
- 4 財産管理事務において、車両の所 管替えに当たり、神奈川県公営企業 固定資産管理規程に定める手続を行 っていなかった。
- 5 庶務事務において、日々雇用職員

措置の内容

1 指導事項の収入事務については、「収入日計票兼現金受渡票(決裁用)」を出納事務取扱店等に渡していなかったため、 受領年月日、受領者及び押印がされなかったものである。

今後は、このようなことがないよう、 関係規程をよく理解し、適正な事務執行 に努めることとした。なお、指摘を受け た事項については、翌営業日より改善し、 実施した。

2 支出事務については、契約内容の理解が不足していたためである。

今後は、このようなことがないよう、 業務に当たっては、契約内容を理解し、 適正な事務執行に努めることとした。

3 工事の執行事務については、「施工計画書」と県の設計数量に差がある及び設

の再雇用に当たり、非常勤職員の雇 用等に関する取扱要綱に定められた 雇用を行っていなかった。 計と実績に差があるにもかかわらず、調整・確認の協議等を怠ったものである。

今後は、このようなことがないよう、 施工に当たり設計書の内容と差異のある ものは内容を十分確認し、必要に応じ請 負業者と協議を行うことを徹底し、適正 な事務執行に努めることとした。

4 財産管理事務については、車両の所管 替えに関する事務処理への理解が不十分 であったためであり、速やかに関係規程 に基づく手続を行った。

今後は、このようなことがないよう、 関係規程に関する理解を深めるとともに 事務処理の確認を徹底し、適正な財産管 理事務に努めることとした。

5 庶務事務については、非常勤職員の雇用等に関する取扱要綱に基づく日々雇用職員の雇用計画を行っていなかったためである。

今後は、このようなことがないよう、 関係規程等に関する理解を深め、上記要 綱にのっとった雇用計画書を作成し、適 正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県企業庁鎌倉水道営業所
- 2 監査実施日 平成22年4月15日 (平成22年3月1日及び2日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号)神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、工事完成の通知 及び収受の手続を進めるに当たり、不 適切な処理が行われているものがあっ た。	指導事項については、工事請負者から提出された書類に不備があり、再提出までに日時を要したものである。 今後は、このようなことがないよう、工事の進行管理と請負者に対する指導を更に徹底し、適正な契約事務に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県企業庁茅ケ崎水道営業所
- 2 監査実施日 平成22年2月2日(平成21年12月24日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号)神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 財産管理事務において、車両の所管 替えに当たり、神奈川県公営企業固定 資産管理規程に定める手続を行ってい なかった。	指導事項については、車両の所管替えに 関する事務処理への理解が不十分であった ためであり、速やかに関係規程に基づく手 続を行った。 今後は、このようなことがないよう、関 係規程に関する理解を深めるとともに事務 処理の確認を徹底し、適正な財産管理事務 に努めることとした。

- 1 監查実施箇所名
 - 神奈川県企業庁厚木水道営業所
- 2 監査実施日
 - 平成22年2月17日(平成22年1月13日及び14日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号)神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 財産管理事務において、車両の所管 替えに当たり、神奈川県公営企業固定 資産管理規程に定める手続を行ってい なかった。	財産管理事務については、車両の所管替えに関する事務処理への理解が不十分であったためであり、速やかに関係規程に基づく手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規程に関する理解を深めるとともに事務処理の確認を徹底し、適正な財産管理事務に努めることとした。

1 監查実施箇所名

神奈川県企業庁海老名水道営業所

2 監査実施日

平成22年4月15日(平成22年3月17日及び18日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号)神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	

支出事務において、電気料金及び電 話料金を支払期限後に支払っているも のが6件あった。

指導事項については、公共料金の支払期 限の確認体制が不十分であったためである。 今後は、このようなことがないよう、支 払手続の進行管理表による確認を徹底し、 適正な支出事務に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
 - 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所
- 2 監査実施日
 - 平成22年6月18日(平成22年4月7日及び8日職員調査)
- 監査の結果に関する報告の公表
 - 平成 22 年 8 月 13 日(神奈川県公報号外第 63 号)神奈川県監査委員公表第 10 号
- 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

(指導事項)

次のとおり、事務処理が著しく不適 切であった。

- 1 予算執行事務において、湖面管理 用船舶の購入に当たり、次のとおり、 本来必要となる予算措置を講じない まま、事実とは異なる内容の支出関 係書類を作成して予算を執行してお り、事務処理が不適切であった。
- (1) 船舶購入代として執行しなけれ ばならないところ、予算の流用な ど適正な手続を踏まずに修繕費と して執行していた。
- (2) 津久井湖管理費において執行す べきところ、予算区分を異にする 共同施設受託管理費等において執 行していた。
- (3) 平成 21 年度に納入されているに もかかわらず、平成20年度に納入 されたものとして支払を行ってい た。
- 2 収入事務において、行政資産の目 的外使用に係る土地使用料の調定事 務に3月を超えて遅れているものが 多数あった。
- 支出事務において、土地使用料を 納入期限後を大幅に遅れて支払って いるものがあった。

措置の内容

- 予算執行事務については、次のとおり 措置した。
- (1) 適正な手続を踏まず修繕費として執行 したことについては、予算科目等への誤 った認識を持っていたことによるもので ある。
- (2) 予算区分を異にする事業費で執行して いたことについては、財務規程の理解が 不十分であったことによるものである。 購入した船舶については、本来購入すべ き津久井湖管理費での執行とするため、 負担者である委託元に予算措置を要請 し、共同事業者には購入代金を返還する 方向で調整している。
- (3) 平成 20 年度に納入されたものとして 支払いを行っていたことについては、年 度区分を誤った取引が不適切であること の認識が不足していたためである。

今後は、このようなことがないよう、財 務規程等の理解を深め、適正な事務執行に 努めることとした。

2、3 収入事務及び支出事務については、 関係規程等に対する理解と進行管理が不 十分であったためである。

今後は、関係規程等に関する理解を深 めるとともに、進行管理と確認を徹底し、 適正な事務執行に努めることとした。

監査実施箇所名

神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所

2 監査実施日

平成22年6月1日(平成22年4月14日及び15日職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成22年8月13日(神奈川県公報号外第63号)神奈川県監査委員公表第10号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 財産管理事務において、自動販売機 設置の使用許可の更新に当たって許可 日を遡って許可を行っていた。	指導事項については、使用許可の更新に 当たって、関係規程に関する理解と確認体 制が不十分であったためである。 今後は、このようなことがないよう、関 係規程に関する理解を深めるとともに確認 を徹底し、適正な財産管理事務に努めるこ ととした。